

緑化協定書

三鷹市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、乙が施行する開発事業に関し、三鷹市開発事業に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第6条第4項の規定により、次のとおり協定を締結する。

| | |
|----------|-------------------------------------|
| 事業の名称 | |
| 地名・地番・面積 | 三鷹市（事業施行面積 m ² ） |
| 計画概要 | 階数 階 ・ 計画戸数 戸 ・ 延床面積 m ² |

（緑地、公園等の設置）

第1 乙は、乙の負担により、別紙の緑地、公園等を設置するものとする。

（緑地、公園等の管理及び保全）

第2 乙は、前項により設置する緑地、公園等（甲が管理するものを除く。）を当該開発事業に係る開発事業の存続する間、良好な状態で管理及び保全するものとする。

（緑地、公園等の管理及び保全の継承）

第3 乙は、当該開発事業に係る開発事業を譲渡する場合は、その譲渡を受ける者に対し、前項に規定する緑地、公園等の管理及び保全についても継承するものとする。

（疑義等の決定）

第4 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又は変更すべき事項が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通（案内図、緑化計画図添付）を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 三鷹市野崎一丁目1番1号
三鷹市
代表者 三鷹市長

印

乙

印